

飛鳥・藤原まると博物館検定公式テキスト 正誤表

次のとおり誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、お知らせいたします。

(令和7年9月)

頁	訂正箇所	誤	正	修正年月
P.25	後ろから2～3行目	飛鳥第一頭首工(木ノ葉堰)	飛鳥第一頭首工(木葉堰)	R6.10
P.25	後ろから1～2行目	第一頭首工から取水された水は、飛鳥川左岸側の橿原市繩手町の辺りまで、第二頭首工で取水された水は、右岸側の橿原市四分町までの	第一頭首工から取水された水は、飛鳥川右岸側の橿原市繩手町の辺りまで、第二頭首工で取水された水は、左岸側の橿原市四分町までの	R6.10
P.69	下段 10～11行目	大和国城上郡の竹田(橿原市)、十市郡の跡見(桜井市)、	大和国城上郡の跡見(桜井市)、十市郡の竹田(橿原市)、	R6.6
P.100	下段 3行目	「藤原京の役民の作る歌」	「藤原宮の役民の作る歌」	R7.2
P.118	下段 後ろから7行目	文武天皇は	<削除>	R7.2
P.156	18行目	舒明天皇五年(633)に	<削除>	R6.6
P.161	上段 後ろから5行目	『古事記』	『日本書紀』	R6.6
P.165	上段 17～18行目	金堂	<削除>	R6.6
P.167	下段 1行目	境内には	岡寺駅近くの踏切前には	R6.6
P.167	下段 12行目	史上初となる	<削除>	R6.6
P.168	下段 5～8行目	藤原氏の祖神を祀ること～あるとい います。	<削除>	R6.6
P.175	上段 19行目	漆塗木棺	夾紵棺	R6.6
P.175	中段 1行目	漆塗木棺	夾紵棺	R6.6
P.178	上段 19行目	四壁下部に四体ずつ	四壁下部に三体ずつ	R6.6
P.179	中段 20行目	幅 一. ハメートル	幅 二. セメートル	R6.6
P.179	下段 18行目	六角墳	多角形墳	R6.6
P.181	下段 4～5行目	東西 約 三〇メートル 南北 約 四〇メートル	東西 約 四〇メートル 南北 約 三〇メートル	R6.6
P.181	下段 16行目	鬮のルビ(いきみ)	しきみ	R6.6
P.183	上段 6行目	全長 二〇. 五メートル	全長 一九メートル以上	R6.6
P.200	下段 9行目	四重弧文軒丸瓦	四重弧文軒平瓦	R7.2
P.229	中段 3～5行目	左は「左悪面」右は「右善面」	本堂に向かって、左側は「左悪面」、右側は「右善面」	R6.6
P.234	下段 11行目	明日香村大字岡小字木ノ葉の木ノ葉堰	明日香村大字岡小字木ノ葉の木葉堰	R7.2
P.245	上段 後ろから3行目	七件の住宅	全部で九件の建造物	R6.6
P.265	上段 後ろから3行目	祝戸公園東展望所	祝戸公園西展望所	R6.6
P.273	前から6行目	刑部垂麻呂	柿本人麻呂	R7.9
P.354	下段 2～3行目	首が飛んできた～伝えられていない	<削除>	R6.6

頁	訂正箇所	誤	正	修正年月
P.356	中段 7～9行目	天香山神社の境内に「赤埴聖地」、 国見台付近には「白埴聖地」の石標 が建っています。	天香山神社の境内に「白埴聖地」、畝 尾坐健土安神社の境内には「赤埴聖 地」の石標が建っています。	R6.10
P.368	中段 1行目	五棟の市指定文化財	五件の登録有形文化財	R6.6
P.369	下段 6行目	大阪電気鉄道	大阪電気軌道	R6.6
P.434 ～ P.437	表 下段	所在	所在地或いは保管場所	R6.6